

# 毎月勤労統計調査について

---

令和2年10月1日  
厚生労働省政策統括官  
(統計・情報政策担当)

# 毎月勤労統計調査における対応状況について（1）

## ●第130回統計委員会（平成31年1月17日）での報告事項

### 「毎月勤労統計」に係る今般の事案の概要について

#### 1. 全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて

- 「500人以上規模の事業所」について、公表資料では全数調査としていたが、実際は、東京都について抽出調査となっていた（平成16年から現在まで）。
- 具体的には、東京都における「500人以上規模の事業所」の調査対象事業所数は、全数調査であれば1,464事業所であったところ、実際には491事業所（平成30年10月分）とおおむね3分の1となっていた。

#### 2. 統計的処理として復元すべきところを復元しなかったことについて

- 「500人以上規模の事業所」について、東京都のみ他の道府県と異なる抽出率となっていたが、平成16年～29年の間、公表する賃金等の全国データを作成する際、東京都の抽出調査の結果について統計的処理（抽出率による復元）を加えることなく、全数調査の結果として取り扱っていた。
- 東京都における「499人以下規模の事業所」等についても平成21年～29年の間、一部に異なる抽出率の復元が行われない集計となっていた。

#### 3. 調査対象事業所数について

- 調査対象事業所数が調査計画よりも概ね1割程度少なくなっていた。

## 毎月勤労統計調査における対応状況について（2）

### ●統計委員会委員長より厚生労働大臣への意見（平成31年1月22日）

#### 実施を求められた具体的措置

- 1) 東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を可及的速やかに履行すること
- 2) 調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること
- 3) 平成24年以降について復元に基づいた「再集計値」を主系列（調査計画において作成することとされている統計）へ切り替えること

### ●上記の意見に対する対応状況

#### 1) 東京都の「500人以上規模の事業所」について

令和元年6月から、厚生労働省の直轄により全数調査を実施

#### 2) 調査対象事業所数について（6ページ参照）

令和3年と令和4年の2年間かけて、段階的に調査対象事業所数を増加させる予定

#### 3) 復元に基づいた「再集計値」について（3ページ参照）

平成24～29年については、必要な復元を行った「再集計値」を平成31年1月11日に公表

なお、平成16～23年については、主な推計結果について、令和2年8月11日に「時系列比較のための推計値」としてe-Statに掲載

※ 残りの統計表については、作業が完了した時点で順次公表することとしている。

# 「時系列比較のための推計値」の公表内容及び公表方法について

## 1 公表内容

○ 8月に公表した以外の産業中分類※の平成16年1月から平成23年12月までの各月の実数及び平成23年12月までの指数（月次、年次等）及び産業小分類※の同期間の実数について、以下のデータを公表

- ※ 平成22年以降の調査産業計と独立に集計する指数作成産業（24産業）、指数を作成しない産業（32産業）  
平成21年以前の調査産業計と独立に集計する指数作成産業（24産業）、指数を作成しない産業（30産業）

### <実数>

産業、事業所規模、就業形態別に

- ・前月末労働者数、増加労働者数、減少労働者数、本月末労働者数
- ・本月末労働者数のうちパートタイム労働者数
- ・出勤日数
- ・総実労働時間数、所定内労働時間数、所定外労働時間数
- ・現金給与総額、きまって支給する給与額、所定内給与額、所定外給与額、特別給与額
- ・労働異動率

### <指数>

産業、事業所規模（5人以上及び30人以上）、就業形態別に

- ・常用雇用指数
- ・総実労働時間指数、所定内労働時間指数、所定外労働時間指数
- ・現金給与総額指数、きまって支給する給与指数、所定内給与指数

○ 時系列比較のための推計値から作成した平成16年から平成23年までの指数と平成15年までの従来の系列及び平成24年以降の本系列の指数を合わせた系列について季節調整を実施して季節調整済み指数として公表

## 2 公表方法

○ 今回の統計委員会終了後、1週間程度を目途に上記の統計表をe-Statに掲載。

## 3 その他

今回公表しない、実数の年度データ、賞与については、作業が終了した時点で追って公表する予定

# 遡及推計の産業分類（平成25年改訂産業分類）

平成22年以降の指数作成産業（平成25年改訂産業分類）		調査産業計を構成する産業	平成22年以降の指数作成産業（平成25年改訂産業分類）		調査産業計を構成する産業	指数を作成しない産業（平成25年改訂産業分類）	
TL	調査産業計	○	F33	電気業		E091	畜産食料品製造業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	○	G37	通信業		E092	水産食料品製造業
D	建設業	○	G39	情報サービス業		E097	パン・菓子製造業
E	製造業	○	G41	映像・音声・文字情報制作業		E151	印刷業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	○	H42	鉄道業		E165	医薬品製造業
G	情報通信業	○	H43	道路旅客運送業		E183	工業用プラスチック製品製造業
H	運輸業、郵便業	○	H44	道路貨物運送業		E244	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）
I	卸売業、小売業	○	I-1	卸売業	○	E266	金属加工機械製造業
J	金融業、保険業	○	I51	繊維・衣服等卸売業		E281	電子デバイス製造業
K	不動産業、物品賃貸業	○	I52	飲食料品卸売業		E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
L	学術研究、専門・技術サービス業	○	I54	機械器具卸売業		E292	産業用電気機械器具製造業
M	宿泊業、飲食サービス業	○	I-2	小売業	○	E311	自動車・同附属品製造業
N	生活関連サービス業、娯楽業	○	I56	各種商品小売業		G391	ソフトウェア業
O	教育、学習支援業	○	I57	織物・衣服・身の回り品小売業		I522	食料・飲料卸売業
P	医療、福祉	○	I58	飲食料品小売業		I543	電気機械器具卸売業
Q	複合サービス事業	○	I59	機械器具小売業		I581	各種食料品小売業
R	サービス業（他に分類されないもの）	○	J62	銀行業		I591	自動車小売業
E-1	消費関連製造業	○	J63	協同組織金融業		K694	不動産管理業
E-2	素材関連製造業	○	J64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		L711	自然科学研究所
E-3	機械関連製造業	○	J65	金融商品取引業、商品先物取引業		L742	土木建築サービス業
D06	総合工事業	○	J66	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）		L743	機械設計業
D07	職別工事業（設備工事業を除く）	○	K68,69	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	○	N804	スポーツ施設提供業
D08	設備工事業	○	K70	物品賃貸業	○	N806	遊戯場
E09,10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	○	L71	学術・開発研究機関	○	P831	病院
E11	繊維工業	○	L72	専門サービス業（他に分類されないもの）	○	P832	一般診療所
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	○	L73	広告業	○	P853	児童福祉事業
E13	家具・装備品製造業	○	L74	技術サービス業（他に分類されないもの）	○	P854	老人福祉・介護事業
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	○	M75	宿泊業	○	P855	障害者福祉事業
E15	印刷・同関連業	○	M76	飲食店	○	R881	一般廃棄物処理業
E16,17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	○	M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	○	R912	労働者派遣業
E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	○	N80	娯楽業		R922	建物サービス業
E19	ゴム製品製造業	○	O81	学校教育	○	R923	警備業
E21	窯業・土石製品製造業	○	O82	その他の教育、学習支援業	○		
E22	鉄鋼業	○	P83	医療業	○		
E23	非鉄金属製造業	○	P85	社会保険・社会福祉・介護事業			
E24	金属製品製造業	○	Q87	協同組合（他に分類されないもの）			
E25	はん用機械器具製造業	○	R88	廃棄物処理業			
E26	生産用機械器具製造業	○	R89,90	自動車整備業、機械等修理業（別掲を除く）			
E27	業務用機械器具製造業	○	R91	職業紹介・労働者派遣業	○		
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	R92	その他の事業サービス業	○		
E29	電気機械器具製造業	○					
E30	情報通信機械器具製造業	○					
E31	輸送用機械器具製造業	○					
E32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	○					

※網掛けの産業分類は公表済み。

# 遡及推計の産業分類（平成14年改訂産業）

平成21年以前の指数作成産業（平成14年改訂産業）	調査産業計を構成する産業	平成21年以前の指数作成産業（平成14年改訂産業）	調査産業計を構成する産業	指数を作成しない産業（平成14年改訂産業分類）
T L 調査産業計	○	G 33 電気業		F091 畜産食料品製造業
D 鉱業	○	H 37 通信業		F092 水産食料品製造業
E 建設業	○	H 39 情報サービス業		F097 パン・菓子製造業
F 製造業	○	H 40 インターネット付随サービス業		F121 織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）
G 電気・ガス・熱供給・水道業	○	H 41 映像・音声・文字情報制作業		F161 印刷業
H 情報通信業	○	I 42 鉄道業		F173 有機化学工業製品製造業
I 運輸業	○	I 43 道路旅客運送業		F176 医薬品製造業
J 卸売・小売業	○	I 44 道路貨物運送業		F193 工業用プラスチック製品製造業
K 金融・保険業	○	J -1 卸売業	○	F222 セメント・同製品製造業
L 不動産業	○	J 49 各種商品卸売業		F254 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）
M 飲食店、宿泊業	○	J 50 繊維・衣服等卸売業		F264 金属加工機械製造業
N 医療、福祉	○	J 51 飲食料品卸売業		F266 特殊産業用機械製造業
O 教育、学習支援業	○	J 53 機械器具卸売業		F267 一般産業用機械・装置製造業
P 複合サービス事業	○	J -2 小売業	○	F268 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業
Q サービス業（他に分類されないもの）	○	J 55 各種商品小売業		F271 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
F -1 消費関連製造業	○	J 56 織物・衣服・身の回り品小売業		F272 民生用電気機械器具製造業
F -2 素材関連製造業	○	J 57 飲食料品小売業		F281 通信機械器具・同関連機械器具製造業
F -3 機械関連製造業	○	J 58 自動車・自転車小売業		F301 自動車・同附属品製造業
E 06 総合工事業	○	K 61 銀行業		H372 固定電気通信業
E 07 職別工事業（設備工事業を除く）	○	K 62 協同組織金融業		H391 ソフトウェア業
E 08 設備工事業	○	K 64 貸金業、投資業等非預金信用機関		Q805 土木建築サービス業
F 09,10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	○	K 65 証券業、商品先物取引業		Q806 デザイン・機械設計業
F 11 繊維工業（衣服、その他の繊維製品除く）	○	K 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）		Q811 自然科学研究所
F 12 衣服・その他の繊維製品製造業	○	M-1 飲食店	○	Q844 スポーツ施設提供業
F 13 木材・木製品製造業（家具を除く）	○	M72 宿泊業	○	Q846 遊戯場
F 14 家具・装備品製造業	○	N 73 医療業		Q851 一般廃棄物処理業
F 15 パルプ・紙・紙加工品製造業	○	N 75 社会保険・社会福祉・介護事業		Q861 自動車整備業
F 16 印刷・同関連業	○	O 76 学校教育	○	Q871 機械修理業（電気機械器具を除く）
F 17 化学工業	○	O 77 その他の教育、学習支援業	○	Q904 建物サービス業
F 18 石油製品・石炭製品製造業	○	P 79 協同組合（他に分類されないもの）		Q906 警備業
F 19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	○	Q 80 専門サービス業（他に分類されないもの）	○	
F 20 ゴム製品製造業	○	Q 81 学術・開発研究機関	○	
F 21 なめし革・同製品・毛皮製造業	○	Q 84 娯楽業	○	
F 22 窯業・土石製品製造業	○	Q 85 廃棄物処理業	○	
F 23 鉄鋼業	○	Q 86,87 自動車整備業、機械等修理業（別掲を除く）	○	
F 24 非鉄金属製造業	○	Q 88 物品賃貸業	○	
F 25 金属製品製造業	○	Q 89 広告業	○	
F 26 一般機械器具製造業	○	Q 90 その他の事業サービス業	○	
F 27 電気機械器具製造業	○			
F 28 情報通信機械器具製造業	○			
F 29 電子部品・デバイス製造業	○			
F 30 輸送用機械器具製造業	○			
F 31 精密機械器具製造業	○			
F 32 その他の製造業	○			

※網掛けの産業分類は公表済み。

# 毎月勤労統計調査の調査対象事業所の追加について

- 毎月勤労統計調査は、調査計画書上、全国調査を33,200事業所としており、現行では約2,000事業所不足している。
- 第1種事業所（30人以上規模の事業所）については、ローテーションサンプリングにより、毎年3分の1ずつ調査対象事業所の入れ替えを行っており、令和3年1月と令和4年1月の部分入替え実施時に段階的に不足分を解消する。

## <第1種事業所（全国調査）の入替えイメージ>

※第2種事業所（5～29人規模の事業所）の調査対象事業所数：約18,000事業所

